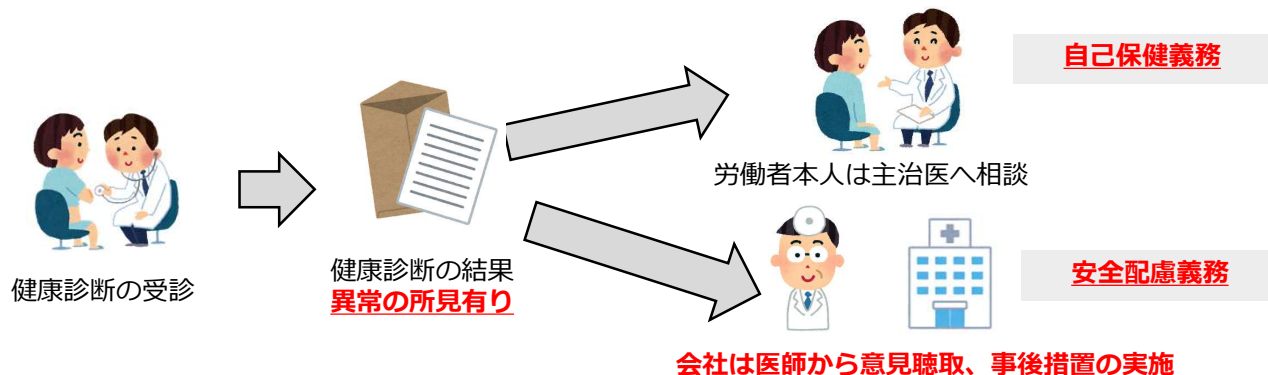


健康診断の結果をそのままにしていませんか？

事業者が費用を負担した定期健康診断等の結果が医療機関から返ってきて、事務棚の「ファイルに綴って終わり」となっていないですか？

定期健康診断等を実施した結果、異常の所見があると診断された労働者については医師等から意見を聴くことが必要です（事業主義務）

定期健康診断等を実施した後の流れ



医師の意見に基づき、労働者へ意見を聴き、措置内容を決定後、必要な措置の実施



よくある質問等

医師って労働者の主治医？
よく産業医って聞くけど、何が違うの？

意見を聴く医師は、労働者の主治医ではありません。
労働者が50人以上の事業場は選任している産業医に意見を聴いてください。
産業医とは、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師です。医師免許の他に「産業医資格」を有しています。

よくある質問等（つづき）



産業医は、どこの医師に頼めばいいの？

富山県医師会が認定産業医名簿を公開しています。
各会社で産業医を探し、依頼することになりますので、参考としてください。



いつまでに医師の意見を聴く必要があるの？

健康診断実施日から、3か月以内に聴く必要があります。



医師の意見ってどんなことを聴くの？

意見は次の2点を求めます。

「①就業区分及び就業上の措置の内容」、「②作業環境管理、作業管理」です。

①は仕事をするに当たって、「作業内容や労働時間などに制限や配慮が必要なことがあるのか」を聴きます。例えば、「作業の転換」「労働時間の短縮」「深夜業の回数の減少」といった意見が述べられることがあります。

②は作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合に、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置・整備、作業方法の改善の意見が述べられることがあります。



医師の意見を聴いた後はどうすればいいの？

医師の意見を聴いた後は、その意見を参考にして
会社内で労働者本人から意見を聴き、人事労務担当者などが
協議を行った上で必要な措置を講じてください。
医師から作業管理・作業環境管理に関する意見があれば、
それも参考に必要な措置を実施してください。



いろいろ探してみたけど、産業医が見つからないけど、どうしたらいい？

労働者数50人未満の場合、地域産業保健センター（地さんぽ）を利用できます。地さんぽでは、小規模事業場の労働衛生管理の導入支援（利用回数等の条件付き産業保健サービスの提供）を行っています。なお、**地さんぽ及び労働基準監督署では産業医のあっせん等は行っていません。**

